

議案第 7 0 号

朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年朝霞市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を加える。

第 2 0 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項の規定による」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

朝霞市長 富岡 勝則